

岡 山 大 学 薬 学 振 興 会 会 則

(名 称)

第1条 本会は、岡山大学薬学振興会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、岡山大学における薬学振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 薬学関係学生の勉学・実習環境の充実に関する支援
- 二 薬学関係学生の実習（病院、薬局等）、福利厚生・就職斡旋等のために必要な支援
- 三 薬学関係学生の修学支援
- 四 薬学関係学生の学会等の参加奨励支援
- 五 薬学関係の国際交流事業の支援
- 六 その他前条の目的を達成するため必要な事項

(組 織)

第4条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する者をもって会員とし、次の者で組織する。

- 一 普通会员 岡山大学における薬学関係学生又はそれらの父兄
- 二 特別会員 岡山大学における薬学関係等の教職員及び教職員であった者
- 三 賛助会員 本会の事業を援助する法人又は個人（含、卒業生）

(会 費)

第5条 会員は、次の会費を納入するものとする。

- 一 普通会员 年額 10,000 円とし、新入生については入学時に一括納入（10,000 円 × 修業年限）することを原則とし、口数に制限はない。
- 二 特別会員 一口 10,000 円とし、口数に制限はない。
- 三 賛助会員 一口 10,000 円とし、口数に制限はない。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|---|---------|-----|
| 一 | 会 長 | 1 名 |
| 二 | 副 会 長 | 1 名 |
| 三 | 参 与 | 若干名 |
| 四 | 監 事 | 1 名 |
| 五 | 顧 問 | 1 名 |
| 六 | 事 務 局 長 | 1 名 |

(役員を選出)

第7条 会長は、特別会員の中から役員会において選出する。

2 副会長は、次項に定める参与の中から役員会の議に基づき、会長が委嘱する。

- 3 参与は、会員の中から役員会の議に基づき、会長が委嘱する。
- 4 監事は、参与の中から役員会の議に基づき、選出する。
- 5 顧問は、岡山大学薬学部長をもって充てる。
- 6 事務局長は、本会の会員の中から役員会の議に基づき、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 参与は、会長及び副会長を補佐し、本会の運営にあたる。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。
- 5 顧問は、本会の運営に関して助言をする。
- 6 事務局長は、本会の事務を統括する。

(役員の仕事)

第9条 役員(第6条第5号を除く。)の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた際の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員会)

第10条 本会に役員会を設け、次の重要事項を審議する。

- 一 役員を選任
- 二 事業計画及び予算、決算の承認
- 三 会務及び事業報告
- 四 会則の制定、改廃
- 五 その他必要な事項

- 2 役員会は、会長が招集しその議長となる。
- 3 役員会は、役員の半数以上の出席により成立し、出席者の過半数の同意をもって決定する。
- 4 会長が必要と認める者には、役員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第11条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

(変更)

第12条 本会則は、役員会の議を経てこれを変更することができる。

(解散)

第13条 本会は、役員会の議を経てこれを解散することができる。その際は所有する全資産を岡山大学薬学部へ寄付するものとする。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第15条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会の議を

経て別に定める。

附 則

この会則は、昭和 5 1 年 1 1 月 1 6 日から施行する。

附 則

この会則は、昭和 5 5 年 5 月 1 8 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 7 年 8 月 4 日から施行する。

附 則

平成 1 4 年 4 月 1 日より事務局の所在地を下記の所とする。

岡山市東中島町 3 - 1 赤松薬局 内

附 則

この会則は、平成 1 4 年 9 月 2 0 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 2 1 年 4 月 1 日より岡山市区制導入により所在地の表記を変更する。

岡山市中区東中島町 3 - 1 赤松薬局 内

附 則

平成 2 2 年 4 月 1 日より名称を「岡山薬学振興会」から「岡山大学薬学振興会」へ変更する。

附 則

この会則は、平成 3 0 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 3 年 7 月 1 6 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 4 年 3 月 1 0 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 6 年 6 月 2 1 日から施行する。

附 則

令和 7 年 4 月 1 日より事務局の所在地を下記の所とする。

岡山市北区津島中 1-1-1 岡山大学薬学系事務室 内